

カンガルー保険の解説

(全員加入制度)

犯罪被害事故 見舞補償制度にご加入の会員の皆さまへ

2026年6月1日以降に保険期間が開始するご契約について、過去の損害率による割増引率の変動に伴い、保険料を変更しています。本解説をご確認ください。

園児・児童・生徒、教職員の皆さまの ケガなどを補償する

天災危険補償プラン付!!

① 園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度

園児・児童・生徒、教職員の皆さまを 犯罪事故からお守りする

② 犯罪被害事故 見舞補償制度

PTA活動に参加中の保護者・教職員の 皆さまのケガや賠償事故を補償する

③ PTA活動 総合補償制度



2026年3月

一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会

損害保険ジャパン株式会社

ごあいさつ

時下 皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素は連合会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会「カンガルー保険(全員加入制度)」は附属学校の子どもたちのために作られた保険制度であり、設立以来、多くの学校園・単位PTAにご採用いただいて参りました。

この間、教育環境の変化、多様化に伴って、子どもたちが活動するフィールドの拡大や、子どもたちの安心・安全を脅かす事件・事故、また多発する自然災害など、ますます「カンガルー保険」の必要性が高まる状況にあります。

「カンガルー保険」は、このような環境変化、附属学校の特殊性に対応するべく、これまで、補償内容の拡充や、園児・児童・生徒に加え、教職員の皆さま方もご加入の対象とするなど国立大学法人が加入されている補償制度、各学校園でご加入の他の補償制度で対象とならない部分や不足を補完する等、制度を充実させて参りました。

地域の教育における附属学校園への期待が高まるなか、本補償制度が、附属学校園の積極的な教育活動や活発なPTA活動の支援となり、子どもたちが、附属学校園でのびのびと学習やスポーツに専念でき、安心して通学できることを祈念申し上げるとともに、今後も本補償制度の発展のために、皆さま方にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会 会長 宮本 昌尚

カンガルー保険(全員加入制度)の内容

1. 単位PTA(または学校園)で加入する[全員加入方式]であり、学校園所属の園児・児童・生徒の皆さま、または単位PTA所属の保護者・教職員の皆さま[全員]を「もれなく」カバーします。
2. [全員加入]方式ですので加入手続きが簡便であり、保険の加入もれがなく安心です。
3. ①園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度、②犯罪被害事故 見舞補償制度、③PTA活動 総合補償制度の3つの制度があり、それぞれ、ご予算や必要に応じて、制度・プランを選択して加入ができます(セットではありません)。

制度のポイント

1. 熱中症危険補償!!
①園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度ならびに③PTA活動 総合補償制度では偶然な事故のケガに加え、熱中症(日射または熱射)によるケガも補償します。
2. ①園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度において、従来の補償プランに加えて、天災危険補償^(注1)プランもご用意しております。
(注1) 天災危険補償とは、地震・噴火またはこれらによる津波により被ったケガを補償の対象とするものです。
3. 賠償責任補償!!
①園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度では偶然な事故のケガに加え、万が一の他人への法律上の賠償責任を補償します。
※ただし、教職員の方につきましてはPTA活動中のPTAとしての管理責任のみが補償の対象となり、日常生活における賠償責任は補償されません。
4. 犯罪の凶悪化・多様化に対応!!
②犯罪被害事故 見舞補償制度では被害事故による死亡や所定の重度後遺障害を補償。団体割引による団体加入メリットもあります。

加入手続きの流れ

1. ご加入のプランを選択してください。
2. 下記のURLまたはホームページより加入依頼書(Excel)をダウンロードいただき、加入依頼書を作成してください。(パスワードは紙の冊子にてご確認ください)
URL: <https://kaijoshoji.co.jp/group-insurance/>
ホームページ: インターネットで「海上商事」と検索ください。
①「海上商事」のホームページ
②「団体向け保険」をクリック
③「カンガルー保険専用ページ」をクリック
④「全員加入制度」をクリック
3. 作成した加入依頼書をA4サイズで印刷いただき、PTA会長(または学校園長)印を捺印のうえ、スキャンをしていただき、PDF(カラー)データを、メールで提出してください。
送付先(アドレス) skgr@kaijoshoji.co.jp
4. 2で算出した総合計保険料を全附P連事務局へ送金してください。
送金先 みずほ銀行 虎ノ門支店 普通 4032371
全国国立大学附属学校PTA連合会(ゼンコクコクリツダイガクフゾクガッコウPTAレンゴウカイ)
5. 加入手続き完了後、加入者証が学校園宛てに郵送されます(7月中旬)。内容をご確認のうえ大切に保管してください。
※加入内容を生徒の皆さままたはPTA会員さまに周知する際には、パンフレットの該当部分をコピーして配布する等のご対応をお願いします。
※中途加入の場合は、事前に代理店にご連絡の上、保険始期の前月20日までに上記の加入手続きが必要です。

●保険期間: 2026年6月1日午後4時^(※)から2027年6月1日午後4時までの1年間

※7月1日、8月1日といった毎月1日付での保険期間の途中での加入も受付しております。

●募集締切日: 2026年5月8日(金) ※中途加入の場合は毎月20日締切、翌月1日付の加入となります。

●加入単位: 単位PTA会(または学校園) ←個人での加入はできません。ご注意ください。

学校園生活を総合的に補償する

1 園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度

●学校契約団体傷害保険特約セット普通傷害保険、PTA特約(管理賠償責任保険条項、児童・生徒賠償責任補償条項)等

制度の特長

- ・すべてのプランに熱中症補償特約がセットされています。
- ・すべてのプランに賠償責任条項^(注1)がセットされています。
- ・天災危険補償^(注2)プラン(1-D、1-E)もご用意しております。

(注1)園児・児童・生徒の方については、PTA活動以外の日常生活における他人への賠償事故も補償されます。

(注2)天災危険とは、地震・噴火またはこれらによる津波により被ったケガを補償の対象とするものです。

制度の概要

学校園所属の園児・児童・生徒、教職員^(注1)の皆さまが偶然に負ったケガや、園児・児童・生徒およびPTA会員である保護者(両親)・教職員の皆さまが、PTA活動中に万一他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまった場合に、PTAが負担する法律上の賠償責任などを補償します。^(注2,3)

(注1)教職員は、単位PTA会または学校園ごとで任意加入となります。一部の教職員のみでの加入はできません。

(注2)園児・児童・生徒の方については、日常生活における他人への賠償事故も補償されます。なお、24時間補償・学校管理下のみ補償ともに事故発生時の状況により、保険金のお支払いの可否を判断いたします。

(注3)学校管理下や同じスポーツをしている者同士は、法律上の賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。

単位PTA会(または学校園)単位での全員加入制度となっておりますので、個人での加入はできません。ご注意ください。

※加入にあたっては、在籍者名簿を必ず備えつけてください。

(保険期間1年、熱中症危険補償特約セット)

プラン名			1-A	1-D	1-B	1-E
補償範囲			24時間補償		学校管理下のみ	
傷害 ^(注4) (ケガ)	死亡・後遺障害 保険金額 ^(注5)	幼・小・中	220万円			
		高校	150万円			
	入院保険金日額 ^(注6)		1,500円			
	手術保険金 ^(注6)		<外来の手術の場合>7,500円 <入院中に受けた手術の場合>15,000円			
	通院保険金日額 ^(注6)		1,000円			
天災危険補償			なし	あり	なし	あり
賠償責任	PTA活動中(対人賠償)		1名・1事故 3億円(自己負担額:0円)			
	PTA活動中(対物賠償)		1事故:1億円(自己負担額:0円)			
	PTA活動中(受託物賠償)		1事故:10万円(自己負担額:5,000円) / 期間中:500万円			
	園児・児童・生徒個人賠償(対人・対物共通) ^(注7)		支払限度額:1事故:1億円(自己負担額:0円)			
プラン名			1-A	1-D	1-B	1-E
保険料	幼・小・中	園児・児童・生徒	2,480円	3,760円	1,430円	2,070円
		教職員	2,200円	3,480円	1,150円	1,790円
	高校	生徒	2,490円	3,490円	1,440円	1,940円
		教職員	2,210円	3,210円	1,160円	1,660円

(注4)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒を含みます。ただし、学校管理下中以外のケガの場合には細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。また、「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射によるケガもお支払いの対象となります。

(注5)死亡・後遺障害保険金額については、学校単位での保険金額となります。したがって、児童・教職員の皆さまは同一の保険金額となります。

(注6)入院保険金、手術保険金および通院保険金について、1-A・1-Dプランの学校管理下中「以外」の事故の場合は、入院、または通院の期間が事故発生の日から起算して8日以上となった場合に、1日目から保険金をお支払いします。

(注7)教職員の方につきましては日常生活における賠償責任は補償されません。PTA活動中のPTAが負担する法律上の賠償責任のみ補償されます。

園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度の事故例

傷害事故例



学校の階段で転びケガをした



運動会の競技で転んでケガをした



家庭科の授業中に熱湯をこぼしヤケドをした

【1-A・1-D】
24時間補償のみ対象



買い物途中に自転車で転倒しケガをした

賠償事故例



スキー中、不注意で転倒し他人にケガを負わせた



買い物中にお店の商品を落として壊してしまった



自転車に乗っていて他人にケガを負わせた

※教職員の方につきましては日常生活における賠償責任は補償されません。PTA活動中のPTAが負担する法律上の賠償責任のみ補償されます。

※法律上の賠償責任が発生しない場合は、お支払いできません。実際のお支払いは事故発生の状況に応じた判断となります。
例) サッカーの練習中(試合中)に、相手と接触してケガをさせてしまった。

過去に実際にあった保険金のお支払実績

事故区分	事故内容	支払保険金
傷害事故	運動会の騎馬戦で転倒し骨折した。	1,920,000円
傷害事故	小学校親子行事のドッジボール参加中、突然右足に違和感を感じ、至急病院へ。右アキレス腱断裂と診断。	214,000円
傷害事故	バレーボールの試合中、ジャンプ後の着地の際足を骨折した。	372,000円
賠償事故	清掃用具を取りに体育館に行く際、走っていて渡り廊下を歩いていた生徒にぶつかり、脾臓損傷となる。	3,634,000円
賠償事故	自転車走行中、歩行者と衝突しケガをさせた。	1,543,279円
賠償事故	掃除時間に石を穴に埋める作業中、石を穴に投げ入れた際、石が割れ破片が近くに駐車していた車に当たった。	283,000円

その他学校園にて実際にあった重大事故事例(損保ジャパン保険金支払い事例より)

事故区分	事故内容	支払保険金
傷害事故	小学校の休憩時間中に渡り廊下で生徒がジャンプをしている際に転倒し、後頭部を打撲、脳内出血、一週間の入院治療後死亡した。	1,010,000円
傷害事故	小学校より下校の途中、4、5人の友達と堤防で遊んでいて足を滑らせ、堤に転落し溺死した。	5,000,000円
賠償事故	自転車に乗り登校する途中で老人と接触し、自転車が老人側に倒れかかり右手首骨折及び腰部打撲を負わせた。	17,437,000円

※実際のお支払いは、ご加入の内容やおケガの状態により異なります。

※注「学校の管理下」とは以下のとおりとなります。

①学校の授業中

正規の教育活動の他、特別教育活動を含みます。

②在校中

授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校が教育活動のため所有、使用、または管理している施設(園児・児童・生徒が居住している寄宿舎・合宿所等を除きます。以下「学校施設」といいます。)内にいる間をいいます。ただし、学校施設内にいることについて、校長等が一般的に承認している場合にかぎりです。

③登下校中

授業、教育活動行事、学校行事または課外活動(以下「授業等」といいます。)のため、住居と学校施設(学校施設以外の場所で授業等が行われるときのその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。この経路を逸脱または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は「登下校中」とは見なしません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上に必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、このかぎりではありません。

④教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中

学校の教職員が引率するものにかぎりです。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

凶悪化・多様化する犯罪への備えに

2 犯罪被害事故 見舞補償制度

(傷害総合保険 準記名式全員付保方式)

制度の改定

2026年6月1日以降に保険期間が開始するご契約について、過去の損害率による割増引率の変動に伴い、保険料を変更しています。

制度の概要

学校園所属の園児・児童・生徒、教職員の皆さまが、万一、犯罪やひき逃げ事故に遭い、死亡されたりまたは所定の重度後遺障害が生じた場合に、「被害事故補償保険金」をお支払いします。犯罪事故では、加害者からの賠償が期待できない、または非常に困難となることが想定され、そういった犯罪被害者に対し、なんらかの手当てをすべきとの声を受け、本制度創設となりました。本制度によりPTA(または学校園)としての手厚い補償制度が確立できます。

他の傷害保険の死亡・後遺障害保険金とは別に、上乗せしてお支払いします。これまでにご加入の制度への制度追加はもちろん、本制度だけの加入も可能です。また、学校園単位での教職員の皆様の加入も可能となります。あわせてご検討ください。

※準記名式(名簿備付方式)による契約の為、定員が変更となった場合には取扱代理店までご連絡ください。

単位PTA会(または学校園)単位での全員加入制度となっておりますので、個人での加入はできません。ご注意ください。

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引30%、過去の損害率による割引10%)

団体割引30%と
過去の損害率による
割引10%で
37%割引!

1名あたり		2-A	2-B	2-C	2-D
傷害	死亡・後遺障害保険金額	10万円	10万円	10万円	5万円
	被害事故補償保険金 ^(※)	3,340万円	1,730万円	1,030万円	570万円
	合計限度額	3,350万円	1,740万円	1,040万円	575万円
保険料	6/1から1年間	630円	380円	260円	140円

※所定の計算により、算出した損害額から、次のような項目の合計金額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償のご契約金額を限度にお支払いします。

①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など

犯罪被害事故の事故例



通り魔に遭遇し
重度後遺障害を被る



ひき逃げにあい
死亡する

その他の事故例

- ・学校に不審者が侵入し重度後遺障害を被る
- ・毒入りの食べ物を食べさせられ重度後遺障害を被る
- ・学校が放火され死亡する

など

※単位PTA会(または学校園)単位での全員加入制度となっておりますので、個人での加入はできません。ご注意ください。

カンガルー保険の大きな特長！
犯罪の凶悪化・多様化に対応、団体加入メリットのある保険料
☆本制度のみの加入もOK！

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

PTA活動を総合的に補償する

3 PTA活動 総合補償制度

(普通傷害保険PTA団体傷害特約、賠償責任保険PTA管理者特約・生産物特約)

制度の概要

PTA会員である保護者(両親)・教職員および、園児・児童・生徒の皆さまが、**PTA活動に参加中に**、偶然負ったケガや、万一、他人にケガを負わせてしまった、他人の物を壊してしまった場合の法律上の賠償責任を補償します。さらに、PTA活動に参加するための所定の場所と自宅の往復中(通常の経路)のケガも補償します。

「PTA活動」とは以下のとおりとなります。

日本国内において児童、生徒の健全な成長をはかる目的にそって単位PTAが児童、生徒のために企画・立案し、主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則(いかなる名称であるかを問いません。)に基づく手続きを経て決定された活動をいいます。

傷害保険については、自宅よりPTA活動会場・場所への往復途中中の事故を補償しますが、賠償責任保険については、同往復途中中の事故は補償の対象にはなりません。

PTA活動 総合補償制度における被保険者

傷害		①単位PTAの父母会員・教職員(PTA会員)、②PTA会員の同居の親族 ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方、④所属学校の児童・生徒
賠償責任	PTA活動中(対人賠償)	各単位PTA
	PTA活動中(対物賠償)	
	PTA活動中(受託物賠償)	
	PTA管理下中の飲食物(対人賠償)	
		①単位PTA、②単位PTAの父母会員・教職員(PTA会員) ③単位PTAの下請負人 ④単位PTAの下請負人の役員・使用人

PTA会単位での全員加入制度となっておりますので、個人での加入はできません。ご注意ください。

(保険期間1年、熱中症危険補償特約セット)

1世帯あたり		3-A	3-B	3-C
傷害(注1) (ケガ)	死亡・後遺障害 保険金額	1,660万円	865万円	415万円
	入院保険金日額	6,000円	4,500円	3,000円
	手術保険金	〈外来手術〉30,000円 〈入院手術〉60,000円	〈外来手術〉22,500円 〈入院手術〉45,000円	〈外来手術〉15,000円 〈入院手術〉30,000円
	通院保険金日額	4,000円	3,000円	2,000円
賠償責任(注2)	PTA活動中(対人賠償)	1名・1事故 3億円(自己負担額:0円)		
	PTA活動中(対物賠償)	1事故:1億円(自己負担額:0円)		
	PTA活動中(受託物賠償)	1事故:10万円(自己負担額:5,000円)／期間中:500万円		
	PTA管理下中の飲食物 (対人賠償)	1名:1億円／1事故・期間中:3億円(自己負担額0円)		
保険料	6/1から1年間	800円 (770円)	500円 (470円)	300円 (270円)
		①園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度に加入される場合は()内の保険料となります。		

(注1)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒を含みます。また、「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射によるケガもお支払いの対象となります。

(注2)①園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度に加入いただく学校園・単位PTAにつきましては、PTA活動中の賠償責任は①園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度にて補償されます。

PTA活動 総合補償制度の事故例



PTA主催の野外活動で転倒しケガをした



PTA主催の行事に向かう途中にケガをした



PTA主催のスポーツ大会においてPTAがレンタルしたラケットを壊した。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

Q1. 「傷害」とはどのようなものですか。

A1. 「傷害」とは、病気に対する「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりはやや広い意味を有し、次の場合も含まれます。

- ・ 受傷部位は必ずしも身体外部である必要はなく、『急激』、『偶然』、『外来』の事故に起因するものであれば、関節の捻挫など身体内部の受傷についても補償されます。
- ・ いわゆる「ケガ」ともなわれない死亡も、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば補償されます。たとえば「高所からの墜落による即死」「水を飲み呼吸不能に陥って死亡する溺死」「煙、ガスなどによって空気が遮断されて死亡する窒息死」などは補償されます。

Q2. 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味ですか。

A2. 「急激」とは、原因または結果の発生を避けられない程度に急迫した状態をいい、「偶然」とは、原因または結果の発生が、被保険者にとって予知できない状態をいい、「外来」とは、原因の発生が、被保険者の身体に内在するものではないことをいいます。したがって以下のような症状はお支払いの対象となりません。

- ・ 靴ずれ
- ・ しもやけ
- ・ 車酔い
- ・ 野球のピッチャーが、長年の間に肩を痛めた。 など

Q3. 腰痛・関節症などのスポーツ傷害は支払対象となりますか。

A3. 野球肘やテニス肩のように反復的運動の積み重ねにより、徐々に関節部や腰部が痛められた場合、この保険が対象とする傷害（「急激、偶然、外来」の事故による傷害）とはみなされないため、支払対象となりません。

Q4. 疾病は対象となりますか。

A4. 傷害保険で対象となるのは傷害（受傷）事故のみで疾病は対象となりません。したがって伝染病などに感染した場合や学校のプールで結膜炎になった場合などは、「傷害」に該当しないので傷害保険の対象とはなりません。

Q5. ケガが原因で病気になった場合も対象になりますか。

A5. ケガと直接因果関係がある病気（たとえば、破傷風、敗血症など）の場合にはその病気について、ケガそのものと同様に保険の対象となります。ケガの治療中に、ケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合、たとえば、骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気のためのみの治療期間については、本保険の対象とはなりません。

Q6. 食中毒も対象になりますか。

A6. 身体外部から有毒ガスや有害物質を偶然かつ一時に吸引、吸入または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*は対象となります。

ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

※**1**園児・児童・生徒、教職員 総合補償制度の学校管理下中および**3**PTA活動 総合補償制度については、細菌性およびウイルス性食中毒も補償の対象となります。

Q7. 日本スポーツ振興センターから給付を受けた場合も本制度から支払われますか。

A7. ご加入の制度**1**～**3**によって異なります。

1園児・児童・生徒、教職員 総合補償制度

2犯罪被害事故 見舞補償制度

→支払われます。

3PTA活動 総合補償制度

→PTA活動に参加していた園児・児童・生徒がケガをして、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」から給付がある場合は、支払われません。

参考

※**3**PTA活動 総合補償制度において支払われない理由。

PTA団体傷害保険は、PTAの管理下において、PTA行事に参加している間に被った傷害にかぎり、保険金をお支払いします。

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、「義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園および保育所の管理下における災害(負傷、疾病、障害または死亡)に対し、災害共済給付を行います。

従って、災害共済給付制度の支払いは学校管理下ということになり、**3**PTA活動 総合補償での支払要件である「PTAの管理下」ではなくなり、本制度からは支払われません。

Q8. 死亡保険金、後遺障害保険金はどのように支払われますか。

A8. ・死亡保険金：事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときには、死亡・後遺障害保険金額の100%が死亡保険金受取人(被保険者の法定相続人)に支払われます。

・後遺障害保険金：事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、障害の程度に応じ死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の金額が被保険者に支払われます。

・死亡保険金と後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

Q9. 入院保険金および通院保険金の支払いは、治療費の実費が支払われるのですか。

A9. 傷害保険における入院保険金および通院保険金の支払いは治療費の実費に関係なく、1日につき所定の入院保険金日額および通院保険金日額を定額払いします。

なお、死亡保険金と後遺障害保険金は重複して支払われませんが、「入院保険金および通院保険金」と死亡保険金、「入院保険金および通院保険金」と後遺障害保険金は重複して支払われます。

また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(※)保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額がお支払いの限度額となります。

Q10. 通院保険金は必ず通院しないと払われないのか。

A10. 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

(※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

Q11. 歯牙欠損の場合、日本スポーツ振興センターの給付基準では、3本以上の歯科補てつでないと給付がありません。しかし、実際には1本・2本の歯牙欠損が多く、このような1・2本の歯牙傷害事故に対する治療費・傷害見舞金に相当するものはどのようになりますか。

A11. 急激かつ偶然な外来の事故により歯の欠損傷害を被り、医師の治療を受けた場合は、歯の本数にかかわらず入・通院保険金(定額)が支払われます。(治療費のように実費が支払われるものではありません。)

また、3本以上の歯を補てつした場合には、程度に応じてさらに死亡・後遺障害保険金の一定割合が支払われます。

Q12. 保険金の請求および保険金の支払いは?

A12. P15(事故報告、保険金請求の流れ)をご覧ください。P16の用紙を用いて、事故報告後、保険会社担当者より詳細説明をします。

Q13. 診断書はどの医者に記載してもらってもいいですか。

A13. 医師法に定められた医師の資格を有する者の診断書が必要です。

Q14. 保険金の請求の際には必ず医師の診断書を必要としますか。

A14. 入院・通院・手術保険金の合計額が30万円以内の場合は、傷害保険金請求書の治療状況に関する自己申告欄に本人が必要事項を記入して診断書に代えることができます。

※ケースによっては、30万円以下でも診断書のご提出をお願いする場合がございます。

Q15. 診断書代は保険で支払われますか。

A15. 支払われません。診断書代は傷害の程度を立証する費用であり、保険金請求者の負担となります。ただし、支払保険金が30万円以内の場合はA.14のとおり診断書は必要ありません。

※ケースによっては、30万円以下でも診断書のご提出をお願いする場合がございます。

Q16. 保険金の請求はだれがするのですか。

A16. 通常ケガをされた本人(被保険者)が保険金請求者となります。

ただし、生徒(未成年者)がケガをした場合は、親権者が保険金を請求することとなります。

Q17. 保険金の請求は治ゆしたあとでないといけませんか。

- A17.** 入院および通院日数が確定するためには、治ゆする必要があります。
したがって、入院保険金および通院保険金は治ゆしたあとに請求していただくことになります。
ただし、事故の通知は事故発生後30日以内にする必要があります。

Q18. いったん治ゆしたケガが再発し通院しました。この場合も対象となりますか。

- A18.** その事故と因果関係ありと医師が証明するものについては、前の通院日数と通算して通院日数を適用して保険金が支払われます。(ケガをした日から180日以内)
たとえば、前の通院日数が50日、再発後の通院日数が30日の場合は、通算した通院日数80日間の場合の保険金が支払われます。もし、50日に対する保険金が支払済みであれば、30日に対する保険金が追加払いされることになります。

Q&A

2. 賠償

Q1. 「賠償事故」とはどのようなものですか。

- A1.** 賠償事故とは補償対象者が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の賠償責任を負うことをいいます。
したがって賠償補償では補償対象者が法律上の賠償責任を負うことが保険金をお支払いすることの前提となります。
また、傷害補償では保険金は損害額に関係なく定額で支払われるのに対し、賠償補償では示談もしくは判決などにより確定した実際の損害賠償額に基づいて損害賠償金などが支払われます。
(P11-Q5.参照)

Q2. 園児など法律上の損害賠償責任を負わない者が起こした事故については、支払いの対象となりますか。

- A2.** 法定監督義務者(親権者および後見人)等が法律上の賠償責任を負うことが支払いの前提となります。
※詳しくは、(P13～参考資料)をご参照ください。

Q3. 学校園の代理監督者としての責任は対象となりますか。

- A3.** 「代理監督義務者の責任」については、本保険の対象とはなりません。
※詳しくは、(P13～参考資料)をご参照ください。

Q4. ケンカをし、AがBを傷つけてしまった場合、支払いの対象となりますか。

A4. たとえばAがBを傷つける目的を持って故意に殴ったような場合は支払対象となりません。

しかし、口論がケンカに発展して突きとばしてケガをさせたような場合、特に悪質な場合を除いては支払い対象となる場合があります。このようなケースは事例ごとに個別に判断していく必要があります。

また、A(加害者)とB(被害者)との間で過失割合が生じることもあり、この場合A(Aの親権者)は、Bに対し自分の過失相当分だけを損害賠償することになります。

(参考) 傷害補償においても、いわゆる闘争行為は支払いの対象外であり、Bについて傷害保険の対象となるかどうかは、ケンカの形態、当事者の意識(故意)などの要素により個別に判断することになります。

Q5. 賠償保険金は裁判などで判決が出ないと支払われないのですか。

A5. 賠償保険金支払いのために必ずしも裁判などの判決が必要な訳ではなく、当事者間での示談などが成立していれば賠償保険金は支払われます。

ただし、法律上の賠償責任がないのに道義的理由だけで見舞金を支払ったり、たとえ責任があるとしてもむやみに高額な賠償金を支払ったり、保険会社の承認を得ずに争訟費用を支出した場合には、客観的に妥当性のある金額しか保険会社からは支払われません。当事者間だけで示談をする前に、まず保険会社とよく相談のうえ話をすすめてください。

Q6. 賠償補償の場合の支払限度額とはどのような意味ですか。

A6. 支払限度額とは保険会社が支払う最高限度額をいいます。

賠償責任を負担したからといって常に支払限度額いっぱい金額を支払うものではありません。客観的に妥当性のある賠償金の額が支払限度額以下であれば、その賠償金の額が支払われ、賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額までが支払われます。

争訟費用、保険会社に対する協力費用等は支払限度額とは別枠で支払われますが、争訟費用については、賠償金の額が支払限度額を超える場合、次のようになります。

$$\text{争訟費用の支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{賠償金の額}}$$

Q7. 他の賠償責任保険にも加入している場合、賠償保険金の支払いはどうなりますか。

A7. 補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

Q8. 本制度の賠償責任保険金を受けとった場合、日本スポーツ振興センターからの給付はどうなりますか。

A8. 学校の生徒が被害者となり、本制度から賠償責任保険金を受けとった場合、日本スポーツ振興センターからはその相当額分の給付は行われません。

ただし、傷害補償についてはこのかぎりではありません。(P8—Q7参照)

Q9. 賠償事故が起こったときは、どうすればよいですか。

- A9.** 賠償責任を負うおそれのある事故が発生したときはただちに、保険会社にFAX等でご連絡ください。事故の報告が遅れると、事故発生状況の確認や賠償責任の有無の確定が難しくなり、スムーズな事故の解決ができなくなります。
- また、被害者との交渉にあたっては、保険会社と十分打合わせ、示談額と保険金が一致するようご注意ください。
- 事前に保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

Q10. 賠償保険金を請求するのはどの時点ですか。

- A10.** 損害額が確定するためには、示談の成立もしくは裁判などによる損害額の確定が必要です。示談成立もしくは裁判所の判決などのあとに賠償保険金を請求していただくことになります。

Q&A

3. その他

Q1. 3 PTA活動 総合補償において、祖父母は補償の対象となりますか。

- A1.** 傷害補償については、同居されている場合もしくは、事前にPTA活動に参加が認められている場合には対象となります。
- 賠償事故については、PTA活動中の事故で、PTAに法律上の賠償責任が発生する場合は対象となります。

PTA活動 総合補償制度における被保険者

傷害		①単位PTAの父母会員・教師会員 (PTA会員)、②PTA会員の同居の親族 ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方、④所属学校の児童・生徒
賠償責任	PTA活動中(対人賠償)	各単位PTA
	PTA活動中(対物賠償)	
	PTA活動中(受託物賠償)	
	PTA管理下中の飲食物(対人賠償)	①単位PTA、②単位PTAの父母会員・教師会員 (PTA会員) ③単位PTAの下請負人 ④単位PTAの下請負人の役員・使用人

Q2. 1 園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度において、熱中症は補償の対象となりますか。

- A2.** 2025年6月1日から、「熱中症危険補償特約」がセットされることになりました。熱中症(日射または熱射)で死亡したとき、後遺障害を被ったとき、入院、手術、通院をしたときも補償の対象となります。

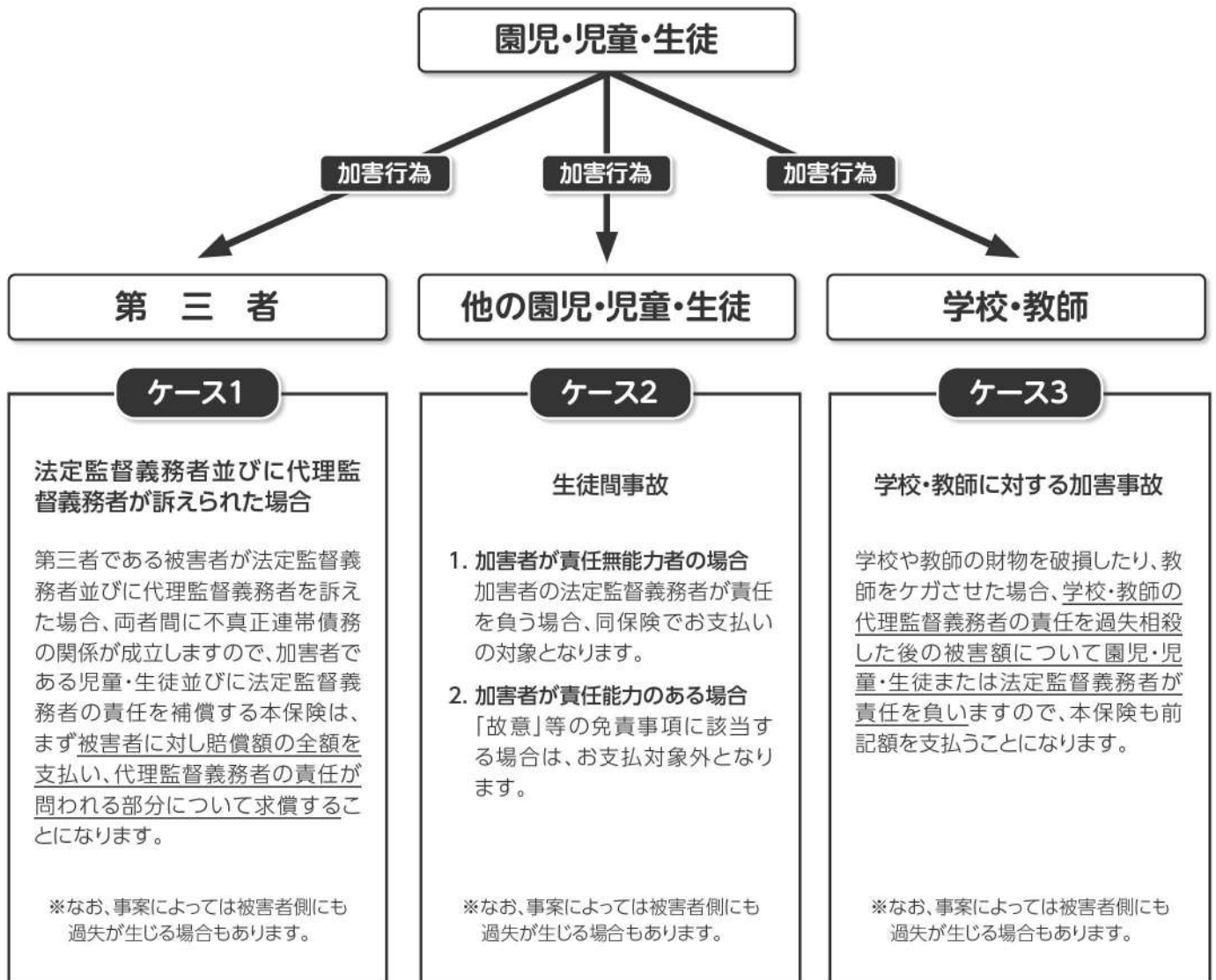
Q3. 3 PTA活動 総合補償において、熱中症は補償の対象となりますか。

- A3.** 熱中症(日射または熱射)で死亡したとき、後遺障害を被ったとき、入院、手術、通院をしたときも補償の対象となります。

園児・児童・生徒の賠償責任保険について

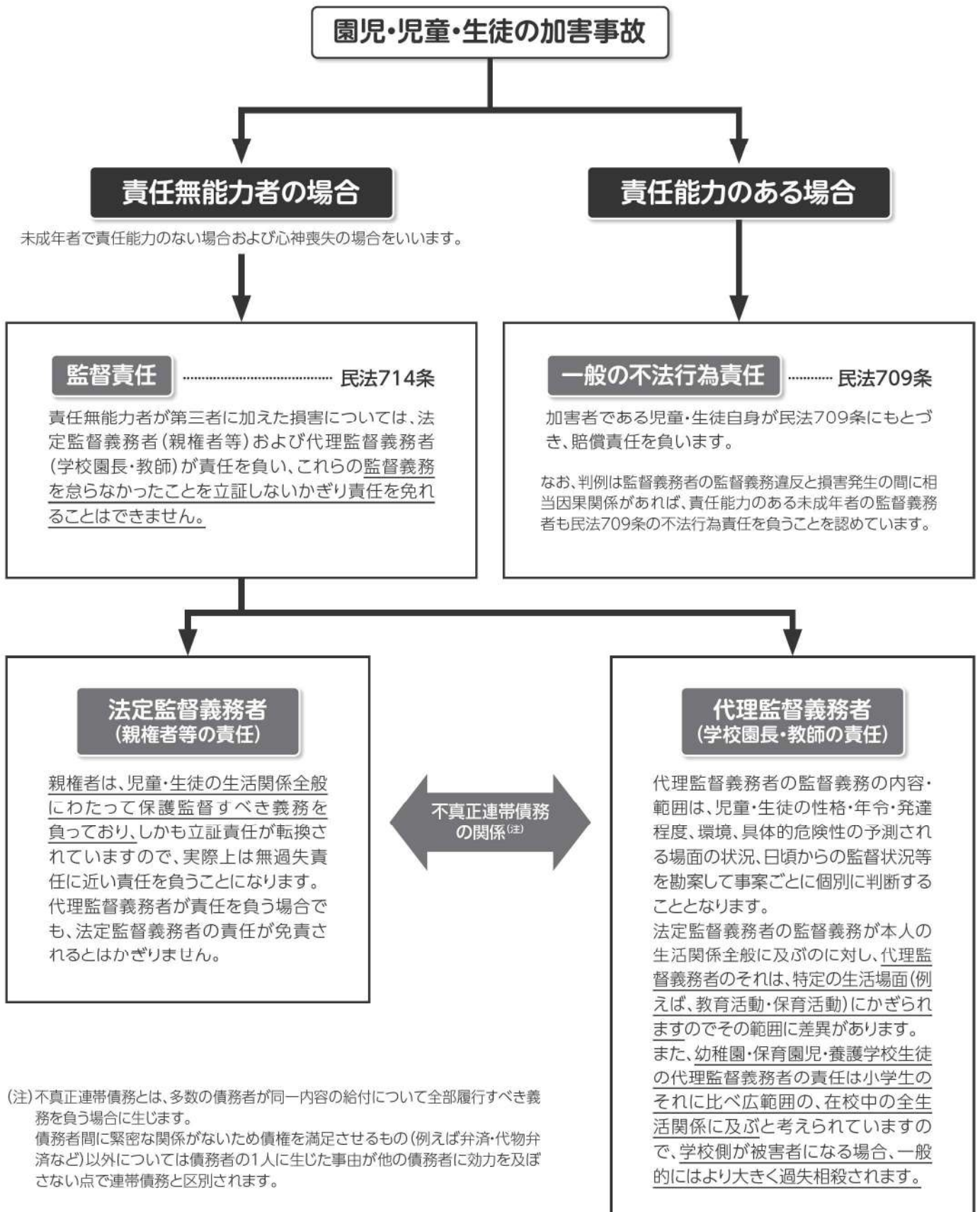
本保険では、園児・児童・生徒が日本国内で日常生活中に他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊して法律上の賠償責任を負った場合を、補償します。この保険が対象とする賠償責任は次頁記載の「一般の不法行為責任」と監督責任のうち「法定監督義務者の責任」の2つです。

以下、代理監督義務者の責任と競合する特殊なケースや生徒間事故を例にとりて説明します。



(注)ケース1の求償額およびケース1～3の過失割合については次頁の「代理監督義務者の責任」の説明の通り、事案ごとに個別に判断することになります。

園児・児童・生徒の法律上の賠償責任



事故が発生した場合

- ① 学校園(または単位PTA)の事故担当者が被保険者から事故内容を聴取し、16ページの事故報告書を記載し在籍証明をとってください。
- ② ①のPDFデータあるいは画像データをメールにて損保ジャパンへご連絡ください。メールが届き次第、事故担当者よりご連絡します。

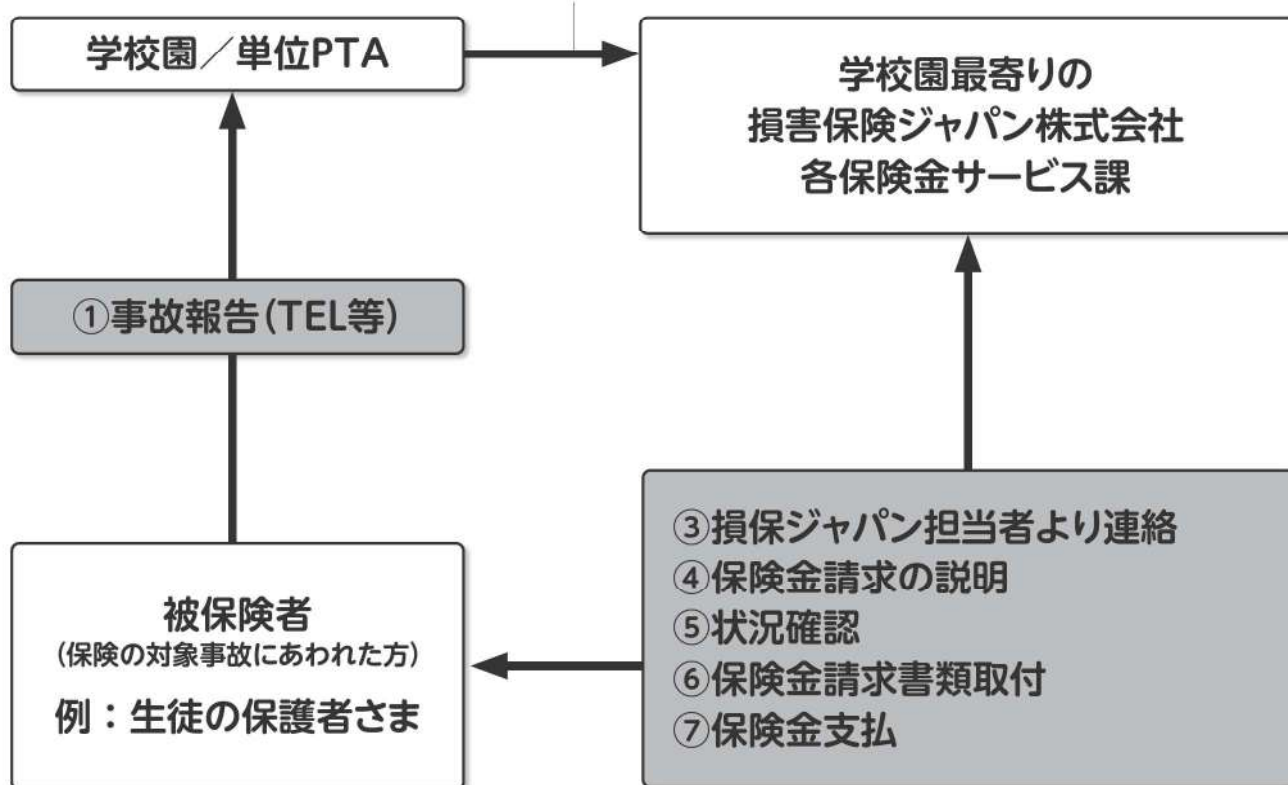
事故報告・保険金請求の流れ

※事故の通知は事故発生後30日以内に行う必要があります。

1. 傷害保険

メール送信(メールアドレスは、P17参照)

② 事故報告書+在籍証明(事故証明)



2. 賠償責任保険の事故

事前に損保ジャパンと相談しながら、損保ジャパンの承認を得たうえで示談折衝にあたってください。

事故の連絡先

- ① お近くの損保ジャパン保険金サービス課(17ページの一覧表をご参照ください)
- または ② 損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部団体保険金サービス第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 5F
TEL: 03-3349-5255
MAIL: DEPTFS58@sompo-japan.co.jp (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

カンガルー保険(全員加入制度) [1]事故報告書 [2]在籍証明書 兼 事故証明書

下記の事故が発生しましたので、在籍証明・事故証明をするともに事故報告します。 内に記載のうえメールください。

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

※賠償責任保険事故については、次のとおり通知します。また、私は本件事故について、損害を受けた財物の所有者・被害者(以下、「相手方」といいます。)の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。

①貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。

②貴社が上記①の利用目的のために、業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、修理業者、本件事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

【1】事故報告書		報告日 (FAX送信日)	年 月 日	学校園名	
事故担当者名	事故担当者 連絡先	TEL	FAX		
ご加入制度 ご加入の場合のみ <input type="checkbox"/> 内にて(チェック) を入れてください。	〈1〉園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度 <input type="checkbox"/> 1-A <input type="checkbox"/> 1-B <input type="checkbox"/> 1-D <input type="checkbox"/> 1-E 〈2〉犯罪被害事故 見舞補償制度 <input type="checkbox"/> 2-A <input type="checkbox"/> 2-B <input type="checkbox"/> 2-C <input type="checkbox"/> 2-D 〈3〉PTA活動 総合補償制度 <input type="checkbox"/> 3-A <input type="checkbox"/> 3-B <input type="checkbox"/> 3-C				
被保険者 (保険金請求者)	氏名	フリガナ	<input type="checkbox"/> 園児・児童・生徒 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 教職員		
	連絡先	〒 住所	TEL ※日中にご連絡が可能なお電話番号 (保護者氏名:)		
			LINEでのご連絡 可 (LINEご使用の携帯番号:) 不可		
生年月日	年 月 日				
事故の内容	発生日時	年 月 日	時頃(※24時間制)		
		<input type="checkbox"/> 授業・行事中 <input type="checkbox"/> 休み時間中 <input type="checkbox"/> 放課後 <input type="checkbox"/> 登下校中 <input type="checkbox"/> PTA活動中 <input type="checkbox"/> その他()			
	場 所				
	状況・内容(※できるだけ詳しくご記載ください)				
<input type="checkbox"/> 傷害事故の場合					
	診断名	ギプス有・無	治ゆ見込み	入院 日・通院 日・治療終了	
	医療機関	病院名	所在地 TEL		
<input type="checkbox"/> 賠償事故の場合					
	相手方氏名	フリガナ	損害見込み	千円	
	住 所				
	電 話				

【2<1><2>】在籍証明書 兼 事故証明書

〈1〉園児・児童・生徒 総合補償制度 〈2〉犯罪被害事故 見舞補償制度 に請求する際に記名・捺印

■上記被保険者は当学校園に在籍する園児・児童・生徒、教職員であることを証明する。

(※)上記被保険者に関わる事故は学校管理下中に発生したことを証明する。

※〈1〉Bおよび〈1〉Eの“学校管理下中のみ”補償型にご加入の場合のみ内にて(チェック)を入れてください。

学校園名	学校園長名 
------	---

【2<3>】在籍証明書 兼 事故証明書

〈3〉PTA活動 総合補償制度に請求する際に記名・捺印

■上記被保険者は、当PTAの会員であることを証明する。

■上記被保険者に関わる事故は、PTA活動中の事故であることを証明する。

学校園名 PTA 会名	PTA会長名 
----------------	--

事故発生時の連絡先

『カンガルー保険【1】事故報告書【2】在籍証明書 兼 事故証明書』を用い、以下の最寄りの担当店までメールにてご連絡ください。担当者が決まりましたら、損保ジャパンよりご連絡します。

営業時間(平日9:00~17:00)内は以下最寄りの店舗へご連絡ください。

営業時間外は 事故受付専用ダイヤル 0120-727-110 へご連絡ください。

2025年12月現在

都道府県	担当店名称	〒	住所	TEL	メールアドレス
北海道	北海道火災新種保険金サービス第一課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2-8F	(011) 222-4011	DEPTES15@sompo-japan.co.jp
青森	青森保険金サービス課	030-0801	青森市新町1-1-14-6F	(017) 773-2717	DEPTET10@sompo-japan.co.jp
岩手	盛岡保険金サービス課	020-0021	盛岡市中央通2-11-17-5F	(019) 653-4145	DEPTET30@sompo-japan.co.jp
宮城	仙台火災新種保険金サービス課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35-6F	(022) 298-2280	DEPTSB12@sompo-japan.co.jp
秋田	秋田保険金サービス課	010-0921	秋田市大町3-3-15-4F	(018) 862-8434	DEPTET40@sompo-japan.co.jp
山形	山形保険金サービス課	990-0023	山形市松波1-1-1	(023) 624-1735	DEPTSB28@sompo-japan.co.jp
福島	福島保険金サービス第二課	963-8878	郡山市堤下町9-4-4F	(024) 922-2614	DEPTSB40@sompo-japan.co.jp
茨城	茨城火災新種保険金サービス課	310-0021	水戸市南町2-6-13-6F	(029) 302-5161	DEPTSD12@sompo-japan.co.jp
栃木	栃木火災新種保険金サービス課	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11-3F	(028) 627-8195	DEPTSN20@sompo-japan.co.jp
群馬	群馬火災新種保険金サービス課	371-0023	前橋市本町2-1-1-2-7F	(027) 223-5120	DEPTSN15@sompo-japan.co.jp
埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-285-2-7F	(048) 658-6555	DEPTFW50@sompo-japan.co.jp
千葉	千葉火災新種保険金サービス課	260-8560	千葉市中央区弁天1-15-3-3F	(043) 252-1800	DEPTFW60@sompo-japan.co.jp
東京	団体保険金サービス第二課	160-8338	新宿区西新宿1-26-1-5F	(03) 3349-5255	DEPTFS58@sompo-japan.co.jp
神奈川	神奈川火災新種保険金サービス第一課	231-8422	横浜市中区本町2-12-4F	(045) 661-2626	DEPTFW30@sompo-japan.co.jp
山梨	山梨保険金サービス第一課	400-0031	甲府市丸の内1-12-4-3F	(055) 237-7289	DEPTKU50@sompo-japan.co.jp
新潟	新潟火災新種保険金サービス課	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33-5F	(025) 244-5191	DEPTKU65@sompo-japan.co.jp
富山	富山保険金サービス第一課	930-0029	富山市本町3-21-2F	(076) 441-3375	DEPTST18@sompo-japan.co.jp
石川	金沢火災新種保険金サービス課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21-2F	(076) 232-2434	DEPTST10@sompo-japan.co.jp
静岡	静岡火災新種保険金サービス課	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2-10F	(054) 254-1291	DEPTRS12@sompo-japan.co.jp
愛知	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3911	DEPTSE06@sompo-japan.co.jp
福井	福井保険金サービス第一課	910-8528	福井市中央3-6-2-2F	(0776) 21-6128	DEPTST25@sompo-japan.co.jp
長野	長野保険金サービス課	380-0824	長野市南石堂町1293-6F	(026) 228-7331	DEPTKU10@sompo-japan.co.jp
	松本保険金サービス課	390-0814	松本市本庄1-13-5-7F	(0263) 33-3114	DEPTKU20@sompo-japan.co.jp
岐阜	愛知火災新種保険金サービス第二課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3903	DEPTSE13@sompo-japan.co.jp
三重	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3911	DEPTSE06@sompo-japan.co.jp
滋賀	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075) 343-6717	DEPT6845@sompo-japan.co.jp
京都	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075) 343-6717	DEPT6845@sompo-japan.co.jp
大阪	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238	DEPT6835@sompo-japan.co.jp
兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	650-0023	神戸市中央区栄町通4-2-16-3F	(078) 371-1017	DEPT6840@sompo-japan.co.jp
奈良	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238	DEPT6835@sompo-japan.co.jp
和歌山	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238	DEPT6835@sompo-japan.co.jp
鳥取	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1-2F	(0852) 21-9755	DEPTRR60@sompo-japan.co.jp
島根	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1-2F	(0852) 21-9755	DEPTRR60@sompo-japan.co.jp
岡山	岡山火災新種保険金サービス課	700-0913	岡山市北区大供1-2-10-2F	(086) 232-3665	DEPTRR10@sompo-japan.co.jp
広島	広島火災新種保険金サービス課	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29-9F	(082) 243-6364	DEPTSH16@sompo-japan.co.jp
山口	広島火災新種保険金サービス課	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29-9F	(082) 243-6364	DEPTSH16@sompo-japan.co.jp
徳島	四国火災新種保険金サービス課	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6-4F	(087) 825-0897	DEPTSJ12@sompo-japan.co.jp
香川	四国火災新種保険金サービス課	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6-4F	(087) 825-0897	DEPTSJ12@sompo-japan.co.jp
愛媛	四国火災新種保険金サービス課(松山駐在)	790-0011	松山市千舟町4-6-3-6F	(089) 946-0044	DEPTSJ12@sompo-japan.co.jp
高知	四国火災新種保険金サービス課(高知駐在)	780-0870	高知県高知市本町2丁目1-6-5F	(088) 822-6217	DEPTSJ12@sompo-japan.co.jp
福岡	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910	DEPTSL10@sompo-japan.co.jp
	福岡傷害保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0930	DEPTSL12@sompo-japan.co.jp
佐賀	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910	DEPTSL10@sompo-japan.co.jp
	福岡傷害保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0930	DEPTSL12@sompo-japan.co.jp
長崎	長崎保険金サービス課	850-0036	長崎市五島町3-25-2F	(095) 821-0090	DEPTSU20@sompo-japan.co.jp
熊本	熊本火災新種保険金サービス課	860-0844	熊本市中央区水道町9-31-7F	(096) 326-9020	DEPTRK12@sompo-japan.co.jp
大分	大分保険金サービス第二課	870-0027	大分市末広町2-10-22-7F	(097) 538-3724	DEPTKY60@sompo-japan.co.jp
宮崎	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地5F	(099) 812-7512	DEPTRK26@sompo-japan.co.jp
鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地5F	(099) 812-7512	DEPTRK26@sompo-japan.co.jp
沖縄	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910	DEPTSL10@sompo-japan.co.jp
	福岡傷害保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0930	DEPTSL12@sompo-japan.co.jp

(注)事故対応を行う保険金サービス課の情報(連絡先)は、組織変更等に伴い変更となる場合があります。予めご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : 【園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度】学校契約団体傷害保険特約セット普通傷害保険・PTA特約セット賠償責任保険
【犯罪被害事故 見舞補償制度】傷害総合保険
【PTA活動 総合補償制度】PTA団体傷害保険特約セット普通傷害保険・PTA管理者特約セット賠償責任保険・生産物特約条項セット賠償責任保険
- 保険契約者 : 一般社団法人全国国立大学附属学校 PTA 連合会
- 保険期間 : 2026年6月1日午後4時から2027年6月1日午後4時までの1年間となります。
保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年6月1日午後4時までとなります。
- 引受条件 : 保険金額、保険料、保険料払込方法等は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 一般社団法人全国国立大学附属学校 PTA 連合会所属の学校園または単位 P T A
 - 被保険者 : <1>園児・児童・生徒・教職員 総合補償制度
学校契約団体傷害保険：学校に所属する園児、児童、生徒および教職員
P T A 特約付賠償責任保険：(管理者賠償責任補償条項)各単位 P T A
(児童・生徒賠償責任補償条項) P T A の児童・生徒、P T A の児童・生徒の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって児童・生徒を監督する方(児童・生徒の親族にかぎりませぬ。)
 - <2>犯罪被害事故 見舞補償制度
傷害総合保険：P T A に所属する園児、児童、生徒および教職員
 - <3>P T A 活動 総合補償制度
P T A 団体傷害保険：単位 P T A の父母会員・教師会員(P T A 会員)、P T A 会員の同居の親族、P T A 行事への参加が事前に P T A より認められている方、所属学校の児童・生徒
P T A 管理者特約：各単位 P T A
生産物特約付賠償責任保険：①単位 P T A ②単位 P T A の役員・構成員
③単位 P T A の下請負人 ④単位 P T A の下請負人の役員・使用人
※②③④は単位 P T A の活動に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。
- 募集締切日 : 2026年5月8日(金)締め切り 中途加入の場合は、毎月20日締切
- お支払方法 : 2026年5月8日(金)までに全附P連事務局へ保険料を送金してください。
- お支払方法 : パンフレットのP2をご確認ください。
 - ・ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
 - ・既加入者の皆さまには、あらかじめ継続前の職種級別にて加入依頼書を打ち出しご案内しております。ご継続に際しましては、配布した加入依頼書をご使用いただき、継続手続きをしてください。
 - ※なお、加入依頼書に打ち出された職業・職種に変更が必要な場合は、加入依頼書を訂正してご提出いただく必要があります。ご加入に際しての内容や、送付した加入依頼書の修正方法等を取扱代理店までお問い合わせください。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、全附P連事務局までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

学校契約団体傷害保険

※1-B、1-Eにご加入の場合には「学校管理下中のみ」の補償となります。

被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(※)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒を含みます。以下同様とします。ただし、学校管理下中以外のケガの場合には細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるものは、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 (次ページへ続きます。)
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	<p>入院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p>	<p>(前ページより続きです。)</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>など</p> <p>注:入院保険金、手術保険金および通院保険金について、24時間補償型の学校管理下中“以外”の事故の場合は、入院または通院の期間が事故の発生の日から起算して7日を超えた(=8日以上となった)場合に1日目からの保険金をお支払いします。</p>
	<p>手術 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>(入院中に受けた手術の場合)手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)</p> <p>(外来で受けた手術の場合)手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
	<p>通院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

PTA 特約付賠償責任保険<管理者賠償責任補償条項>

	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 (国内のみ補償)	<p>(1)被害者に支払うべき法律上の損害賠償金 ○身体賠償事故の場合 治療費・休業損失・慰謝料等 ○財物賠償事故の場合 修理費等(時価額が限度となります。) ※法律上の賠償責任がないにもかかわらず、被害者に対して支払われた見舞金等は保険金のお支払対象とはなりません。</p> <p>(2)被害者に対する応急手当、緊急措置等の費用</p> <p>(3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等(事前に損保ジャパンの承認が必要です。) ※この保険では保険会社が被保険者に代わって示談交渉を行うことはできません。</p>	<p>被保険者が日本国内で、PTAが企画、立案し、主催するPTA団体管理下での各種学習活動および実践活動(PTA活動)の遂行中、PTA行事遂行上の過失により、児童・生徒・PTA会員または第三者に対し、身体または財物に損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>PTAが具体的に活動するにあたって第三者からスポーツ用品、各種教育資材を借り受けて実施する場合、PTA団体の管理下において使用、管理している間に被保険者の構成員であるPTA会員および児童・生徒等がスポーツ用品等の借用物を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことによって被保険者(PTA)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p>	<p>①保険契約者、被保険者の故意</p> <p>②地震、噴火、津波などこれらに類似の自然事変</p> <p>③戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任</p> <p>⑥被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する賠償責任</p> <p>⑦PTA活動の終了後のPTA活動以外の活動に起因する賠償責任</p> <p>など</p>

PTA 特約付賠償責任保険<児童・生徒賠償責任補償条項>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 (国内のみ補償)	<p>PTA 管理下か否かを問わず、PTA の児童・生徒が日本国内において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与えた場合、児童・生徒、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって児童・生徒を監督する方(児童・生徒の親族にかぎります。))が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。</p>	<p>①保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意</p> <p>②地震、噴火、津波などこれらに類似の自然事変</p> <p>③戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故</p> <p>⑤被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任</p> <p>⑥被保険者の心神喪失に起因する賠償責任</p> <p>⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)、航空機、銃器(空気銃を除きます。))の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>など</p>

傷害総合保険

被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、下記の保険金をお支払いします。
 (※)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)}$	
被害事故 (国内外補償)	被害事故補償保険金 (注) 被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^(※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠償保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	(被害事故補償の場合) 上記、①②⑦～⑨の他 ・被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

PTA 団体傷害保険

日本国内において、被保険者がPTAの管理下^(※1)においてPTA行事^(※2)(行事に参加するための所定の場所と自宅との通常経路の往復を含みます。)に参加中に「急激かつ偶然な外来の事故」(以下「事故」といいます。)によりケガ(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒を含みます。以下同様とします。)をされた場合に下記の保険金をお支払いします。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(※1)「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

(※2)「PTA行事」とは、日本国内において、所属する単位PTAが企画・立案し、主催または共催する行事で、PTA総会・運営委員会など

PTA会則(いかなる名称であるかを問いません。)に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

「PTA活動中」とは以下のとおりとなります。

日本国内において児童、生徒の健全な成長をはかる目的にそって単位PTAが企画・立案し主催または共催する学習活動で、PTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動への参加中。

傷害保険については自宅よりPTA活動会場・場所への往復途中の事故を補償しますが、賠償責任保険については、同往復途中中の事故は補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内のみ補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑫園児・児童・生徒については、独立行政法人・日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度の給付対象となりうるべき傷害 など
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合}(4\% \sim 100\%)$	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$	
	手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$ <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

PTA 管理者特約付賠償責任保険

	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金(国内のみ補償)	<p>(1) 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金 ○身体賠償事故の場合 治療費・休業損失・慰謝料等 ○財物賠償事故の場合 修理費等(時価額が限度となります。) ※法律上の賠償責任がないにもかかわらず、被害者に対して支払われた見舞金等は保険金のお支払対象とはなりません。</p> <p>(2) 被害者に対する応急手当、緊急措置等の費用</p> <p>(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)</p> <p>※この保険では保険会社が被保険者に代わって示談交渉を行うことはできません。</p>	<p>被保険者が日本国内で、PTAが企画、立案し、主催するPTA団体管理下での各種学習活動および実践活動(PTA活動)の遂行中、PTA行事遂行上の過失により、児童・生徒・PTA会員または第三者に対し、身体または財物に損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>PTAが具体的に活動するにあたって第三者からスポーツ用品、各種教育資材を借り受けて実施する場合、PTA団体の管理下において使用、管理している間に被保険者の構成員であるPTA会員および児童・生徒等がスポーツ用品等の借用物を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことによって被保険者(PTA)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p>	<p>① 保険契約者、被保険者の故意 ② 地震、噴火、津波などこれらに類似的な自然事変 ③ 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故 ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ⑥ 被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する賠償責任 ⑦ PTA活動の終了後のPTA活動以外の活動に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

生産物賠償責任保険

	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金(国内のみ補償)	<p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>※ 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>※ 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p> <p>自動セットの追加条項については以下のとおりです。</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う費用は、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続きます。)</p>	<p>この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>① 損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※ 損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりです。 ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続きます。)</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的な自然現象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族^(※)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。 (※) 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者 ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続きます。)</p>

	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金(国内のみ補償)	<p>(前ページより続きです。)</p> <p>【被害者対応費用担保追加条項】 事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。</p> <p>【事故対応特別費用担保追加条項】 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。</p>	<p>(前ページより続きです。)</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p>	<p>(前ページより続きです。)</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊 ②石棉または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) ⑦PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など</p> <p>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。) ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

【PTA団体傷害保険】

● ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

● 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

● ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務(傷害総合保険の場合)

★他の保険契約等^(※)の加入状況

★被保険者の人数

★PTA会員世帯数

★その他加入依頼書の記載事項

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

● 死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【PTA特約付賠償責任保険】

保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

■加入依頼書の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【傷害総合保険の場合】

● 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業；

【共通】

● 被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

● 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

● ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

● 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

● 保険金を支払わせる目的で損害等を生じた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

● すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 事故がおきた場合の取扱い

● 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

● 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

● 保険金のご請求にあたっては、次頁に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

● 次頁書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

● ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。

損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書(※1)、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※1) 校長、園長、学長等が発行する学校の管理下にある間に生じた事故である事を証明する事故証明書も必要となります。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時から始まります。

※中途加入の場合は毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付日の翌々月1日)から保険始期が始まります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの「補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】」をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

中途脱退の取扱いにつきましては、本パンフレットの「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」をご確認ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち、未経過であった期間の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

PTA団体傷害保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険料の精算について

PTA特約付賠償責任保険および生産物特約付賠償責任保険の保険料につきましては、ご契約期間終了後、保険料を定めるために用いる保険料算出基礎確定数値に基づき算出した保険料との差額を精算させていただきます。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【医学的他覚所見】	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
【他の保険契約等】	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【テロ行為】	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

① 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
 世帯数などに誤りはありませんか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

③ お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

※「カンガルー保険(全員加入制度)」は一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会を保険契約者、損害保険ジャパン株式会社を引受保険会社とし、学校契約団体傷害保険、傷害総合保険、PTA団体傷害保険、賠償責任保険(PTA特約、PTA管理者特約、生産物特約)をそれぞれ組み合わせて加入する補償制度のペットネームです。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

海上商事株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-15

新宿東京海上日動ビルディング

(カンガルー保険専用)

TEL: 0120-745-748

(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時30分まで)

MAIL: skgr@kaijoshoji.co.jp

※メールをお送りいただく際は、メールの件名に「全員加入制度」、本文に学校名とご担当者様名を必ず記載ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号: 03-4332-5241(全国共通)おかけ間違いにご注意ください。

受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・12/30~1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間: 24時間365日)

●引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

公務文教営業部文教室

TEL: 050-3808-5536

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務をおこなっております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。).

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、保険期間開始後2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

本パンフレットは概要のご説明です。ご不明な点は取扱代理店までお気軽にお問い合わせください。

〈取扱代理店〉 海上商事株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビルディング

(カンガルー保険専用)

TEL: 0120-745-748(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時30分まで)

MAIL: skgr@kaijoshoji.co.jp

※メールをお送りいただく際は、メールの件名に「全員加入制度」、本文に学校名とご担当者様名を必ず記載ください。